



障害者政策におけるEBPM : 雇用分野の事例を通じた考察

著者	北川 雄也
雑誌名	同志社政策科学研究
巻	21
号	2
ページ	143-155
発行年	2020-03-01
権利	同志社大学政策学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2020.0000000017

障害者政策における EBPM

—雇用分野の事例を通じた考察—

北川 雄也

概要

本稿では、障害者政策において EBPM (Evidence-Based Policy Making) をどのように推進していけばよいのかについて考察する。EBPM は、主に政策効果の定量的分析を通じてよりよい政策立案を目指すものである。障害者政策においても、EBPM の推進が謳われるようになった。しかし、障害者の障害種別・程度、生活状況は多様であるため、政策効果の程度や種類も複雑な形で発現する。それゆえ、集約的な形で政策効果を定量分析するのは難しい。この点をふまえて、日本の府省の障害者政策、そのなかでも雇用分野を事例として統計調査や政策評価を観察し、無理のない形で EBPM を推進する方策を考察する。

その際、EBPM を 3 つのモデルに分類し、雇用分野での統計データ整備や政策評価はどのモデルの水準に属するかを検討する。3 つのモデルとは、EBPM の厳格度が高い順に、本来の EBPM の理念の実現を目指す理論上の EBPM、厳格な政策効果分析よりも統計データの整備を重視する統計改革推進会議における EBPM、そして簡便な政策効果分析手法である目標管理型の政策評価に依拠する行政実務上の EBPM の 3 つである。その検討の結果、統計データの整備については、既存の統計調査を見る限りでは不足している部分があり統計改革推進会議における EBPM のモデルの水準に達していないことを明らかにする。他方で、政策評価に関しては、行政実務上の EBPM のモデルの水準であり、

統計データの不足もあって政策効果を適切に把握できていないことを示す。その結果をふまえたうえで、現行の目標管理型の政策評価を維持しつつも、障害種別、性別、年齢などの違いを反映した統計データを整備し政策評価を実施する際の指標として活用する方策が、当面の現実的な EBPM 推進のあり方として望ましいと指摘する。

1. はじめに

本稿では、障害者政策において EBPM (Evidence-Based Policy Making) をどのように推進していけばよいのかについて考察する。昨今、政策研究（とくに、政策評価研究）や行政実務において、EBPM の重要性が指摘されるようになってきた（南島 2017a；URL1）。EBPM 自体は、特定の政策に限定されず普遍的に適用できるものと認識されている（古矢 2017；La Caze and Colyvan 2016：1）。障害者政策に関する行政文書においても EBPM に関する言及がなされている（URL2：12-4）。

EBPM とは、個人の勘、経験、思い込みにもとづいて政策を作成するのではなく、実証的なデータすなわち根拠にもとづいて政策を作成することを意味する¹（URL1：1）。つまり、EBPM の推進にあたっては、よりよい政策を作成するための政策立案過程の合理化が期待されている。ここでいうデータには、政策対象（たとえば、個人の属性）に関するデータや、過去に実施され

¹ なお、エビデンスそのものについては、統計的証拠のみを扱う概念なのか、それとも質的証拠を含めた概念なのか、その回答となる明確な定義は存在しない。ただし、後述しているように、政策効果分析を重視する論者（研究者やコンサルタントなど）は、「統計的証拠こそが最良のエビデンス」と捉える傾向が強い（中室・津川 2017；家子ほか 2016）。

てきた政策の効果に関するデータあるいは他の国や他の自治体での先行例の政策効果のデータなどが含まれる。また、EBPMにおいては、定性的データの生産よりも、定量的データの生産が重視されている（中室・津川 2017: URL3: 3）。定量的データの活用方法は、各種統計調査のように対象の属性や状況の全体像を記述的に表す方法があれば、政策効果に関する変数間の相関関係や因果関係を推測的に分析する方法もある。とりわけ、EBPMにおいては実験や準実験的手法といった社会科学の分野でも高度な手法によって変数間の因果関係を明らかにすることが望ましいとされる（家子ほか 2016:4）。特定の政策が良い効果をもたらしているという確固たる因果関係の証拠を提示できれば、その政策は合理的であるという理論的帰結を導くことができる。

しかし、EBPMの推進にあたっては、別の理論的観点から懸念が示されているだけでなく、実務的な観点からも限界があると論じられることがある。まず、理論的には、EBPMが定量的データを重視するものであるならば、分析に投入するために必要な変数の数値化に限界があり分析対象の詳細な変化を捕捉できない²、標本数が少ない場合には分析の誤差が大きくなる³といった弱点がある（中澤・倉石 2018:7）。後者の弱点は、対象の個別性を正確に把握できないことを意味する。他方で、行政実務の観点からは、調査コストの高さ⁴、統計調査を行う人員の少なさ⁴、公務員の間でのEBPMに関する理解（リテラシー）の不足⁵といった点から実行可能性に限界があると指摘される⁶。

さらに、日本の府省や地方自治体においては、昨年来からメディアで報じられている障害者

雇用率の水増し（不適切計上）の問題⁷や毎月勤労統計の不適切調査問題⁸に象徴されるように、従来からの統計制度の運用の機能不全や不正が疑われる。定量的なデータそのものに疑義が生じるのであれば、EBPMは成立しない。現状では、上記の問題を解決する方策として、各府省による分散型統計機構から集権型統計機構への移行⁹、そして統計を専門とする職員の増員や予算の増額¹⁰が提唱されている。たしかに、全省的な統計機能の強化を促す方策はEBPM推進に直結する。しかし、他方で、政策領域の特性とEBPM推進との関係性についての議論は行われておらず、理論的な観点から統計技術の適用が困難なゆえにEBPMが成立していない政策領域が存在する可能性は排除できない。

本稿では、上記の議論をふまえて、障害者政策に焦点をしばって、EBPM推進のあり方の妥当性を検討したうえで、今後どのようにEBPM推進を行っていくことが望ましいかについて考察する。障害者政策においても、障害者統計の整備に関する議論が進んでいるし（URL4）、とくに医療分野では盛んにエビデンスの蓄積の議論がなされている（たとえば、宇佐美 2017）。しかし、障害当事者（政策対象者）の個別性に注意を払う必要がある。たとえば、特別支援教育にせよ障害者雇用にせよ、障害の種類や程度、性別、居住地域の環境、家庭環境など多数の変数が政策効果に影響を与えるため、統計的手法を使って因果関係を特定するのは至難の業である。また、障害者本人あるいはその親のニーズも多様であるため、具体的な政策効果の同定すなわちアウトカム指標の操作化も難しい（北川 2018b:116-7）。以上のように、障害者政策の政策

² この点では、政策効果に影響を与える数値化できない共変量（伊藤 2017:241）を観察できる定性的分析が強みを有する（北川 2018a）。

³ たとえば、調査手法が高度であるほど、または調査期間が長かったり標本数が多かったりするほど、コストは高くなる。

⁴ 「政府の統計軽視 露呈、見逃す単純ミス、揺らぐ信頼、取戻えず」日本経済新聞 2019年1月25日朝刊5面。

⁵ 教育経済学者である赤林英夫は、「政策現場や統計担当者の間では、EBPMのためにはどのようなデータが必要か、どのような変数が必要か、データがどのような状態で保管されていなければならないかという理解が進んでいるとは言えない。いざ『EBPMをやろう』となったところで、利用可能なデータ、意味のある項目や変数が一つもない、という現状をしばしば耳にする」と述べている（赤林 2018:17）。

⁶ 2001年に日本政府において政策評価制度が導入された後に、田辺国昭は、政策評価は主体および組織の制約を等閑視してそこに無限の資源の投資と情報処理能力とを前提しており、現実の制約を考慮していない点を指摘している。そして、それゆえに、現場の負担感による「評価疲れ」が生じ、政策評価制度導入時の期待と現実を経験したうえでの失望との「落差」が政策評価制度の円滑な運用を困難にすると述べている（田辺 2005）。同様の懸念は、EBPMにもあてはまるであろう。

⁷ 「時時刻刻水増し 低い規範意識『恣意的』手口 動機解明できず」朝日新聞 2018年10月23日朝刊2面（東京本社）、「障害者算入『勝手に』『漫然と』雇用水増し 地方自治体 3.8千人」朝日新聞 2018年10月23日朝刊35面（東京本社）。

⁸ 「統計不信（上）『多忙』盾にルール無視——不適切調査を長年放置、『修正』も、厚労省、問題の影響甚大」日本経済新聞 2019年1月16日朝刊5面。

⁹ 「統計行政、一元化求める声、質向上狙い、自民も議論、英独などでは専門組織」日本経済新聞 2019年2月14日朝刊4面。

¹⁰ 前掲注3参照。

効果分析は効果発現メカニズムの個別性や複雑性に注意を払わなければならないために、特定の因果関係の同定のための情報を集約するという本質の特徴を持つ EBPM とは不適合な部分があると考えられる。また、それゆえ、EBPM 推進が不徹底になっている可能性がある。果たしてその理解は正しいのであろうか。日本の府省レベルの実践事例を通じて、上記の見立ての正しさを検討し、もし正しいのであればどのような EBPM 推進の代替案があるかを考察する。

本稿の構成は、以下のとおりである。第 2 章では、周辺領域の先行研究を検討したうえで、本稿で用いる分析枠組としての EBPM 推進の 3 つのモデルの提示や事例選択の適切性の明示を行う。第 3 章では、分析に用いる事例について概説したうえで、それぞれの分析事例がどの EBPM 推進のモデルにあてはまるのかを明らかにし、EBPM 推進の理念と実態とのズレを示す。最後に、第 4 章では、分析結果をふまえたうえで、今後どのように EBPM 推進を行っていくことが望ましいかについて考察する。

2. 分析枠組の提示

2.1 先行研究の検討

まず、EBPM そのものに関する研究については、洋邦問わず枚挙に暇がない（たとえば、

鈴木 亘 2018；山田 2018；Bogenschneider and Corbett 2010；Stoker and Evans 2016）。それらの研究では、EBPM において重視される政策効果の分析手法の活用（事例）や EBPM を促進するために必要な制度的要因（統計制度や行政による実施体制など）について論じられている。その一方で、EBPM は研究者でなければ取り扱えない高度な分析手法の活用を前提としているため、そのまま政策現場に適用するのは困難でありミスマッチが生じているとの指摘がなされている（南島 2017a；鈴木 亘 2018）。また、EBPM（とくに、実験・準実験、その他統計的手法の活用）は、個々の政策現場の文脈の違いや政策効果をもたらすまでの因果経路を解明できず有効な知見を産出できないといった原理的批判を行う研究も存在する（Hammersley 2013）。

他方で、個別の政策領域における EBPM に焦点を絞っており、かつ行政学的な考察を行っている先行研究は少ない¹¹。その数少ない先行研究の一つとして、本稿では、南島和久の論文「行政におけるエビデンスとアウトカム—自殺対策の評価からの考察」（南島 2017a）をとりあげる。本論文では、学術研究では統計的手法が多用されている自殺対策分野の政策評価を事例として、日本の府省におけるエビデンスの活用の実態を明らかにしている。具体的には、自殺対策に関する既存の三つの評価形態とエビデンス活用の関係を明らかにしている（表 1 参照）。それぞれの形態の事例分析の結果、エビデンスとして活

表 1 自殺対策分野における政策評価の形態

評価の種類	第三者機関による評価	執行管理のための評価	専門集団による評価
主体	総務省	内閣府	厚生労働省
具体例	行政評価局調査 (行政評価・監視) 「自殺予防対策に関する行政評価・監視」	地域自殺対策緊急強化基金検証・評価チーム／自殺対策検証評価会議	厚労省科研費 「自殺対策のための戦略研究」 (NOCOMIT-J および ACTION-J)
志向性	実用主義に傾斜		科学主義に傾斜
アクセント	客観性の担保	アウトカム／プロセス	エビデンスベースド
論点と課題	政策効果の把握の要求 効果的な自殺対策の推進のための勧告	推進している事業と政策効果との因果・相関関係の体系的把握	科学的知見の集積・確立 介入プログラムのモデル化 研究の推進

出所：南島（2017a:28）

¹¹ 海外では、たとえば医療、ソーシャルケア、犯罪、教育、環境、国際開発といった各分野の EBPM の実践状況を概観する研究が存在するが（Boaz et al. 2019）、あくまで EBPM の実践者たる研究者視点の論考が中心である。

用可能な評価形態は、介入実験を実施している医療の「専門集団による評価」に限られている点が明らかとなった (*Ibid.*:29)。そして、行政実務の観点からは、エビデンスの活用は必ずしも重視されていない点を明らかにし¹²、EBPM 推進は性急に過ぎると結論づけている (*Ibid.*:32)。

本稿で分析対象とする障害者政策は、自殺対策と共通点が多い。たとえば、対人サービスの性質が強く政策対象者のニーズの多様性や政策対象者をとりまく環境の複雑性によって政策効果の程度や種類が異なる点と、福祉・医療・雇用・教育など政策領域横断的ないしは多機関連携的(府省横断的)なアプローチが求められている点が類似している(北川 2018b)。そこで、本稿では、南島が明らかにした自殺対策の EBPM の状況と同じくして、障害者政策においても日本の府省では EBPM の考え方が浸透しておらず EBPM 推進は性急に過ぎるのか、それともある程度浸透しており EBPM の推進を進めることができる状況なのかについて明らかにしたい。

障害者政策に関連する研究において、EBPM に直接言及する研究は少ない一方で(例外として、大島 2016; Moseley et al. 2013)、政策効果を分析する研究は存在している。たとえば、脱施設化政策¹³によって障害者の生活の質¹⁴や心理学的な適応行動指標¹⁵がどれだけ向上したかを測定しようとする研究がある(鈴木良 2016; Schalock 1995)。しかし、障害者政策の分野では、学術研究として政策効果を分析する研究は存在するものの、とくに日本では行政がエビデンスをどのように構築しているか、あるいはどのようなエビデンスを活用しているのかを明らかにする研究が存在していない。障害者政策の研究において不足していると考えられるこの点を補完しようと試みるのが本稿の特徴である。

本稿の意義は、日本の府省における障害者政策と EBPM の適合性を確認する点にある。日本の障害者政策の立案において EBPM の理念

が謳われるようになったのは、第 4 次障害者基本計画が策定された 2018 年である (URL2:12-4)。すなわち、日本の府省の障害者政策における EBPM はまだ黎明期である。そのような状況下では、まだ EBPM の実践に関する研究は行われていない。そのため、本稿が日本の府省における障害者政策の EBPM 推進のあり方を検討する端緒となりうる。くわえて、障害者政策では、「個別性」や「当事者性」が重視されるゆえに(佐藤 2015:147)、情報を量的に集約するだけでなく個々の障害当事者の支援ケースの詳細な分析が必要であると認識されてきた(北川 2018a)。これは、障害当事者の多様なニーズや主観的価値の数値化の困難(鈴木良 2016)や、家庭環境・経済状況・居住地域の特性など外部要因が複雑で統制困難であることに起因するものである。このような政策の特性上 EBPM の適用が容易でないと考えられる領域にも、EBPM は適用可能なか否かについて明らかにできれば、EBPM に関する研究全体に対して新たな知見を提供できる。

2.2 分析枠組

本稿では、日本の府省による統計データの収集と、そのデータを用いた政策効果の把握の事例をみることで、日本の障害者政策における EBPM の適用可能性を分析する。EBPM を実行するためには、政策効果を表す指標となる障害者の生活状況に関するデータが不可欠である。まず、そうしたデータが整備されているか否かを確認する作業を行わなければならない。次に、実際に何が政策効果をもたらしているのか(what works)を知るためには、実施されている政策のアウトプット(取り組み)に関するデータ収集と、政策実施以外の外部要因(経済状況や居住地域の環境など)に関するデータ収集が必要となる(Sanderson 2002)。これらのデータが揃えば、政策と政策効果の間の相関関係あ

¹² 内閣府による「執行管理のための評価」は、実際には事業と政策効果との因果関係を特定できないと認識されていた。その理由は、多機関連携を要する施策であるため、横断的な評価に手間がかかる点と、事業に影響を与える外部要因の排除が技術的に困難であった点にあるとされる(南島 2017a:31)。

¹³ 障害者を施設に収容するのではなく、介助者の支援を受けながら地域で自立した生活を営むことを促進する政策をさす。

¹⁴ たとえば、心理的福利や個人の満足感、社会的関係や相互関係、住宅環境、支援サービスなどに関する指標を組み合わせて、生活の質が測定される(鈴木良 2016:44)。

¹⁵ セルフケア、応答・表現に必要な言語、学習、移動、自発性、自立生活能力、経済的自立などに関する指標をさす。

るいは因果関係を明らかにできる。EBPMは、その相関関係や因果関係を「証拠」とみなし、政策立案の合理化に役立てる試みといえる。ただし、EBPMの推進を主張する研究者や実務家は、可能な限りあらゆる外部要因を統制し政策の純効果を抽出する実験アプローチ（ランダム化比較試験、Randomized Controlled Trialの頭文字をとってRCTともよばれる）や準実験アプローチによる因果関係の立証こそがEBPMの理想形と認識している（中室・津村 2017；伊藤 2017）。たとえば、政策効果の分析手法をエビデンスの強度に応じて分類している「エビデンスレベル」の体系図（図1参照）はそれを表現している。1aが一番エビデンスの強度の強い分析手法で、4が一番エビデンスの強度の弱い分析手法である¹⁶。強度の強い手法ほど、分析の難度が高いため、簡単に実施できない。それゆえ、実施可能な場面が限られる可能性が高くなる。その性質を表現するために、三角形の体系図となっている。

しかし、理論的あるいは原理的に検討されてきたEBPMと、行政実務の間には大きなギャップがあると先行研究では指摘されてきた。前節で紹介した南島の先行研究によれば、科学的なアプローチを志向するEBPMと、政策評価の実務の間には相当な距離があるという（南

島 2017a:39）。実際、日本の府省の政策評価制度においては、目標管理型の政策評価を標準型として政策効果の把握の活動が行われている（北川 2017）。目標管理型の政策評価は、業績測定（performance measurement、日本では実績評価ともよばれる）という分析手法に該当するが、この手法は成果指標の数値の推移をチェックするだけで外部要因の統制は行わない簡便な手法となっている。それゆえ、エビデンスの強度は低く、相関関係を示唆するだけで因果関係を立証できない（図1の体系図では、3にあたる）。また、現在の政策評価の実務の関心は、EBPM推進そのものというよりも、その前段階にあるロジックモデルの構築に向いている（南島 2017b:86-7；深谷 2018:16）。ロジックモデルとは、インプット・アクティビティ（活動）・アウトプット・アウトカムの一連の流れをフローチャートなどの形で示す手法で、通常は、政策目標達成のための資源投入や政策実施体制が正しく想定されているか否かを確認する、あるいは政策立案時や評価実施前に政策実施の状況や政策効果を表す指標を設定する際に利用される（李 2019:27-8；北川 2018b:115-6）。しかし、EBPM推進の観点からみると、ロジックモデルの構築は、政策効果指標の設定作業において重要であるが、統計データの整備や政策効果分析

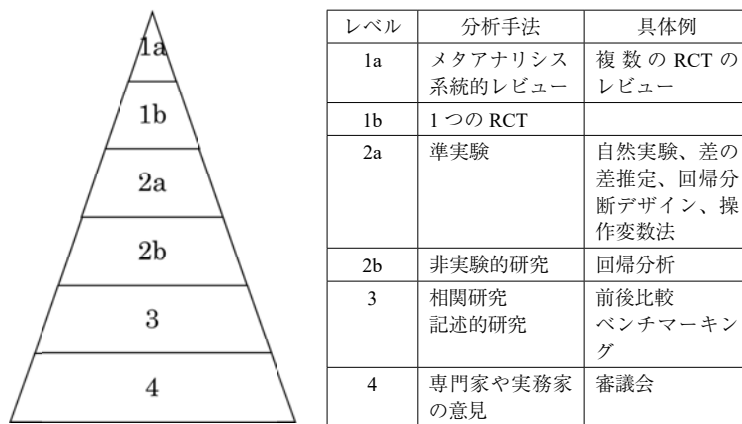


図1 エビデンスレベルの体系図

出所：家子ほか 2016:4 をもとに筆者作成

¹⁶ なお、1a、1bあるいは2a、2bという分類がなされているが、いずれもbよりもaの方が強度は強い。ただし、1はRCTを活用するという意味で、また2は外部要因を統制し因果関係を立証しようとする統計分析手法を活用するという意味で共通のグルーピングを行っている。

に直結しない可能性がある¹⁷。したがって、既存の政策評価制度の運用から類推すれば、エビデンスレベルの高い分析手法を優先して利用するEBPM推進は困難である可能性が高い。このような状況をふまえると、EBPMは実験など科学的に厳格な分析手法を優先的に用いるタイプだけでなく、いくつかのバリエーションがあるように考えられる¹⁸。

そこで、本稿では、EBPMを3つのモデルに分類して、障害者政策におけるEBPMはどこに位置づけられるのかを考察する。すなわち、EBPMを行政実務上のEBPM、統計改革推進会議におけるEBPM、そして理論上のEBPMの3つに分類する。図2にあるように、右に行くほど、EBPMの厳格さが増す。以下、それぞれのモデルについて説明する。

行政実務上のEBPMとは、日本の府省において標準化している政策効果の把握手法である目標管理型の政策評価に依拠したEBPMのモデルである。このモデルは、無理のない限りでEBPM推進を厳格に進めることはよいと捉えているが、行政の負担を考慮してできる限り既存のしくみを活用したいとする考え方である。その代表例が、目標管理型の政策評価におけるロジックモデルの活用である(深谷2018:URL5)。ロジックモデルの構築のメリットは、政策の取り組みと政策効果との間の因果関係に関する仮説を明示できる点にある。EBPM推進の初期段階では、因果関係の立証は負担が大きいため難しいならば、因果関係の立証の前提となる統計データ収集のための準備作業を実施する。この

ように、厳格なEBPM推進に向けてインクリメンタルに制度の改善を目指すのが、行政実務上のEBPMのモデルの考え方である。

統計改革推進会議におけるEBPMとは、統計データの整備を行ったうえで、EBPMを推進していこうとするEBPMのモデルである。2017年5月に公表された統計改革推進会議の最終取りまとめは、日本の府省におけるEBPM推進体制の構築の契機となった(URL1)。その内容は、統計データの利活用促進のための制度整備や人材育成が中心となっている。他方で、EBPMに関しては、推進体制の枠組み(各府省にEBPM推進統括官を設置)や政策評価(総務省行政評価局)および行政事業レビュー(内閣官房行政改革推進本部)におけるEBPMのリーディングケースの試行的実施の言及にとどまっている(古矢2017:81)。そこでも、統計データの利活用推進が重視されている。日本の府省におけるEBPM推進の業務に関わっていた前内閣府大臣官房総務課参事官の古矢一郎は、「政府の取組が不十分であるとの批判が生じうるだろうが、EBPMの実現のためには信頼できる統計の整備(筆者註:ミクロデータの整備など)が必要であり、(中略)政府が統計制度の整備を先行させたことは極めて妥当な判断であったと言えよう。また、検討が進んでいない段階で性急にEBPMを導入することも、適切であるとは思えない」と述べている(*Ibid.*:83)。つまり、このモデルにおいても、EBPMの本丸である政策効果の分析に重きが置かれているわけではなく、その前提となる統計データの整備が優

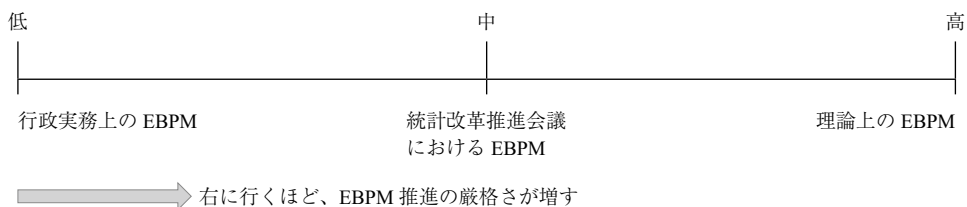


図2 EBPM推進の3モデル

出所：筆者作成

¹⁷ もちろん、インプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカムそれぞれの段階に関する指標を探す際に、新たな統計データの整備の必要性を認識したり、因果関係を立証する際に統制が必要な外部要因を発見したりする可能性がある。

¹⁸ 南島は、日本のEBPM論議におけるエビデンス論は、複数の意味合いを持つエビデンスという用語が区別されずに使用されていることが多い点を指摘している(南島2017a:29)。

先される。ただし、障害者の生活状況や障害者をとりまく外部環境に関する統計データを整備できれば、目標管理型の政策評価よりも分析の精度の高い手法を採用できる余地が高まる。その意味では、行政実務上の EBPM よりも統計改革推進会議における EBPM の方が EBPM 推進の厳格さが増す。

理論上の EBPM とは、社会科学の専門コミュニティ（研究者などの集団）が志向する EBPM のモデルである¹⁹。本稿でも、モデルの分類を行う前の段階までは、このモデルを念頭に EBPM の議論を進めてきた。このモデルでは、エビデンスレベルの議論がすべてであり、分析手法のヒエラルキーが明確である（Head 2016: 473-4; Vedung 2010: 273-4）。つまり、政策効果を把握するには、実験・準実験、あるいは少なくとも回帰分析の手法を活用することが絶対視される。ただし、高度な分析技術が求められるため、金銭的費用、労力、そして時間が多くかかる傾向にある（伊藤 2017: 112）。それゆえに、行政と研究者が協力して理論上の EBPM を推進したとしても、行政には多くの負担がかかる。また、前記したように、障害者政策においては、外部要因の統制が難しいため、エビデンスレベルの高い手法を採用しても分析が困難になりやすい。

第 4 次障害者基本計画によると、障害者政策における EBPM は、統計データの整備とデータをもとにした成果指標のモニタリングを軸としている。そもそもの経緯としては、統計および資料の収集を求める障害者の権利に関する条約第 31 条や国内における条約規定事項の実施の監視を求める第 33 条の趣旨にのっとり、第 4 次障害者基本計画において EBPM の推進が初めて記された（URL2:12）。そこでは、性別、年齢、障害種別などの違いを反映した障害者に関する統計の充実や、成果指標の数値を用いた政策実施のモニタリングに関する記載がある（Ibid.: 12-3）。また、「障害者施策の実施に当たり課題や支障が生じている場合は、その円滑な解消に資するよう、具体的な要因について必要な分析を行う」との記載もある（Ibid.: 13）。障

害者基本計画の記述をみる限りでは、統計の充実を目指している点で統計改革推進会議における EBPM に近いモデルを模索していると考えられる。他方で、政策効果の把握に関しては、成果指標のモニタリングに言及しているため、行政実務上の EBPM のモデルの範囲でとどめようとしているように思われる。ただし、追加的分析についての記載もあるため、分析内容によっては理論上の EBPM のモデルに近いものも発見できるかもしれない。しかし、いずれにしても、「計画」として記載している内容であるため、実際にどのような形でエビデンスが構築・活用されているのかは判然としない。本稿は、事例分析を通じて、障害者政策に関する統計データの整備や政策効果の把握の実践がどのように行われているかを明らかにし、現状は EBPM 推進のどのモデルにあてはまるのか、そして EBPM 推進の厳格さをさらに増す試みが有効であるのかといった点を考察していく。

2.3 事例の適切性

ここまで本稿の分析対象は障害者政策と述べてきたが、障害者政策と一口にいっても、その内実は多様であり分野に応じて所管府省も異なる。たとえば、障害者政策のなかには、生活支援、保健・医療、教育（特別支援教育）、雇用、生活環境（バリアフリー）、情報アクセシビリティ、防災などの分野別施策が存在する（北川 2018b: 24-5）。また、生活支援、保健・医療、雇用は厚生労働省、教育は文部科学省、生活環境は国土交通省、情報アクセシビリティは総務省が所管している。

本稿では、そのなかでも雇用分野における統計データ収集や政策効果を把握する活動を事例として障害者政策における EBPM を検討する。雇用分野では、民間企業などに対する一定数の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の雇用の義務付け（法定雇用率の設定）、法定雇用率を満たさない企業からの納付金を原資とした法定雇用率達成企業に対する助成金（障害者作業施設設置等助成金など）の支給、障害者本

¹⁹ もちろん、社会科学の専門コミュニティのすべてが理論上の EBPM を信奉しているわけではない。エビデンスレベルが低いと捉えられている定性的手法（事例研究）も実験や準実験など同様にエビデンスとしての価値が高いと指摘する研究もある（Pawson 2006）。

人の職場適応のための職業リハビリテーションなどの政策を実施している（長谷川 2018:229-46）。

雇用分野をとりあげる理由は、雇用分野では目標が明確な点にある。実雇用率の向上、賃金の上昇、勤続年数の増加など明確な目標を設定でき、そのまま政策効果を表す指標として用いることができる。他方で、その他の分野、たとえば生活支援や教育の分野は、障害者政策の文脈では本人の主観的ニーズに依存するため、明確な政策目標を設定できない（*Ibid.*）。それゆえに、サービス支給量や個別の支援計画の作成率といったいわゆるアウトプットが政策目標にならざるをえない。また、とくに雇用されている障害者については、事業主を介して統計調査が可能のため、他分野に比べて統計データを収集しやすい。つまり、雇用分野では比較的エビデンスの収集が容易であり、より厳格な EBPM を推進しやすい環境にあると考えられる。障害者政策のなかでは EBPM 推進に適した分野であるにもかかわらず、それでも EBPM 推進が困難であるならば、障害者政策における EBPM 推進そのものを見直す必要がある。以上から、雇用分野を具体的な分析対象として事例分析を行い、障害者政策の EBPM のあり方を検討する²⁰。

3. 事例の分析

まず、障害者雇用分野における統計データについてみていく。障害者の雇用に関する調査で定期的実施されている公的調査は、厚生労働省による障害者雇用実態調査と障害者雇用状況の2種類である（勝又 2018:183）。

障害者雇用実態調査では、主要産業の民営事

業所の事業主に対し5年おきに、雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者および発達障害者の雇用者数と、各障害種別の産業、事業所規模、雇用形態、賃金、労働時間、職業、勤続年数、雇用管理上の配慮事項の比率を調査している（URL6）。また、障害の種別ごとの男女比、障害の程度の比率、そして年齢階級も集計されている（*Ibid.*）。他方で、障害者雇用状況では、主要産業の民営事業所の事業主に対し毎年、雇用されている障害者の数（障害の種別や程度別の集計含む）、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合を産業別や企業規模別に調査している（URL7）。政策効果情報のもとになる障害者の雇用状況のデータを収集できている点では EBPM 推進の観点からは高く評価できる。

しかし、これらの統計調査の問題点は、複数ある²¹。

第一に、障害者個人に対する調査が行われていない。2013年の平成25年度障害者雇用実態調査では、身体障害、知的障害あるいは精神障害を有する労働者本人に対して、就職に際しての相談先、職場での要望事項、職場で困ったときの相談相手、将来への不安といった点をたずねる個人調査も実施されていた（URL8）。しかし、平成30年度調査では実施されていない。職場環境に関わる部分については、主観的な要素が強いため、障害者本人にたずねなければわからない部分が多いため、個人調査の再開が今後必要になる。また、政策効果の把握の観点からいえば、障害者本人の雇用状況および職場環境に対する満足度も調査する必要がある。

第二に、第4次障害者基本計画で記されていた性別や年齢の違いを十分に反映した調査については、十分に行われていない²²。障害者雇用

²⁰ ただし、EBPMの推進が記載された第4次障害者基本計画は2018年に策定されたばかりであるため、障害者雇用実態調査、障害者雇用状況、そして政策評価においてEBPMが実践されるには時間がかかる。本稿でとりあげる事例は、第4次障害者基本計画よりも前から実施されているものである。本稿は、第4次障害者基本計画にもとづいてEBPMを推進する前段階にある現状において、EBPMを適用できる状況がどの程度整備されているか否かを考察するものである。第4次障害者基本計画にもとづくEBPMの実践については、今後継続的に調査していく必要がある。この点は、別稿に譲ることとした。

²¹ 以下で指摘する三つの問題点以外にも、障害者雇用の統計に関連する部分では、たとえば、重度障害者に対するダブルカウント（1人の雇用を2人分の雇用とみなす）、短時間労働者に対するハーフカウント（1人の雇用を0.5人とみなす）などを反映した数があるまま就業障害者数となっているため、障害者雇用実態調査の雇用者数は正確な統計ではないとの指摘（藤田 2019:9）や、法定雇用率設定の計算式で用いられる失業障害者数の実態調査の内容が具体的に明示されず推定値にとどまっているのではないかと指摘がなされている（長谷川 2018:253-4）。

²² なお、やや古い調査ではあるが、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター研究部門による調査（「日本の障害者雇用の現状—平成15年度障害者雇用実態調査（厚生労働省）から—」）は性別や年齢などの違いを反映した分析を行っている（URL9）。この調査では、平成15年度障害者雇用実態調査の再集計にくわえて、事業所に常時雇用されており事業所および本人から調査に同意を得られた障害者を対象とした「個人調査」を行い、障害者の種別、性別、年齢、賃金、雇用形態などのクロス分析を実施している。

実態調査においては、障害種別ごとの雇用者数の男女比を示す項目は存在するが（URL6）、性別や年齢と賃金、勤続年数、労働時間、職業、雇用形態との関係を示すデータは存在していない²³。たとえば、障害のある女性には、障害のある男性と比べて雇用身分の格差や就労収入の格差があるとの指摘がある（瀬山 2018:370）。また、都市部と地方部では民間企業の経営状況や働く場所の立地条件などといった外部環境の要素が異なるため、働いている地域の違いを反映した調査も必要であろう。

第三に、雇用分野に限定されない障害者政策の統計全体の問題であるが、健常者との比較のなかで障害者の状況を観察する統計が存在しない（勝又 2018:189）。障害者政策の重要な理念は「他の者との平等」であるため、「労働の権利」が健常者と同じ水準で保障されているかをチェックすることが重要となる（*Ibid.*）。しかし、障害者雇用実態調査や障害者雇用状況では、健常者の雇用状況との比較は行われていない。全人口を対象とした統計調査である総務省統計局の社会生活基本調査や厚生労働省の国民生活基礎調査において雇用形態や労働時間などをたずねているが、障害の有無についてたずねる設問はない²⁴（*Ibid.*:191）。これらの調査において、障害の有無をたずねたうえで、雇用形態や年収などの調査設問を設けることができれば、障害者と健常者との間の労働権の保障をめぐる格差の有無を調査できるようになる。

以上をふまえると、障害者政策における雇用分野では、統計データの整備は不十分であり、統計改革推進会議において唱えられた EBPM の水準には達していない。また、現状ではマイクロデータ（障害者個人に関するデータや健常者との比較のために必要なデータ）も不足しているために、理論上の EBPM（本来の EBPM の

理念）を推進していくのは難しい。

他方で、EBPM 推進の観点からみて、障害者政策の雇用分野における政策効果の把握はどのように捉えることができるであろうか。所管官庁である厚生労働省による政策評価の実施例から分析してみる。雇用分野における政策評価については、厚生労働省の実績評価（目標管理型の政策評価）の事例を二つとりあげる。なお、政策評価制度の枠内以外の場では、厚生労働省による政策効果の把握のための実態調査（あるいはその公表資料）の存在は見当たらなかった²⁵。

第一に、施策目標名「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事」に関する実績評価書（URL11）である。すなわち、障害者向けの職業訓練についての実績評価である。この実績評価では、①障害者職業能力開発校の修了者における就職率、②障害者委託訓練²⁶修了者における就職率、③障害者職業能力開発校における訓練受講者数、④障害者委託訓練の受講者数の4つを測定指標としている（*Ibid.*:1-2）。このうち、①②がアウトカム指標、③④はアウトプット指標となっており、①②の達成度の確認結果をもとに政策効果の有無を検証しようとしている。そして、①②の目標値は達成している一方で、③④の目標値は未達となっている²⁷ことが明らかにされている（*Ibid.*）。①の目標値を達成した理由としては職業訓練の指導技法に関する研修などの実施、②の目標値を達成した理由としては就職支援に係る各都道府県の取組好事例を収集し共有を図るなどの取り組みの実施があげられている（*Ibid.*:2）。なお、政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループでは、障害種別に応じたデータや勤続年数（職場への定着状況）に関するデータの取得・分析を通じて実績評価の改善を図るべきという意見が出たとの記述がある（*Ibid.*:3）。

²³ 障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告の付属資料には、平成25年度障害者雇用実態調査のデータに基づいたものであるが、性別と雇用形態別雇用者数、労働時間別雇用者数、職業別雇用者数のそれぞれのクロス集計表が記載されている（URL10:49-51）。

²⁴ ただし、障害者に関する調査は、障害があることを悪いと捉えるステイグマの強さから、当事者やその家族から実施に際して強い反発が示された歴史がある点に留意する必要がある（勝又 2018:182）。

²⁵ 前章で述べたように、事業単位版の政策評価といえる行政事業レビューにおいても EBPM 推進が行われている。しかし、政策評価は各事業を包含する施策の単位を対象とするため（北川 2018b:114-5）、各事業の効果を総計した政策手段の効果を把握できる。各事業は、基本的に一つの政策手段に貢献するものであるため、政策効果（アウトカム）そのものは各施策に対する政策評価であっても、行政事業レビューであっても同一であると想定される。そのため、行政事業レビューについては、本稿ではとりあげない。

²⁶ 障害者が居住する身近な地域で障害の態様や企業ニーズに対応した様々な職業訓練を提供するため、企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関などを活用した障害者委託訓練を実施している。

²⁷ 目標が未達成となった理由として、法定雇用率の引上げなどによる企業の雇入れニーズの高まりとあいまって、職業訓練を経ずとも就職を実現する方が多くみられることがあげられている（URL11:2）。

第二に、施策目標名「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」に関する実績評価書（URL12）である。障害者以外にも、高齢者や若年者向けの施策を含めた政策評価となっているが、ここでは障害者雇用に関する部分のみをとりあげる。この実績評価では、①公共職業安定所における就職件数（障害者）、②障害者の（法定）雇用率達成企業割合、③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階²⁸へ移行した者の割合の3つを測定指標とし、その達成度の確認結果をもとに政策効果の有無を検証しようとしている。そして、いずれの測定指標においても、目標値を達成したとしている（*Ibid.*:2）。目標値を達成した理由として、精神障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング支援や、公共職業安定所における障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、障害者の就労前、就労段階に応じた支援が、障害者雇用の促進を図ることに寄与していることがあげられている（*Ibid.*:3）。なお、政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループでは、高齢障害者の就労状況にも目を向けるべきとの意見が出たとの記述がある（*Ibid.*）。

統計調査と同じく、雇用分野の政策評価にも問題点がある。

第一に、政策効果を正確に把握できておらず、評価結果のエビデンスレベルは低い。実績評価は、前記の通り、目標の達成度の推移のみを確認する手法であり、経済状況・企業の経営状況や障害者の生活状況などの外部要因を反映せずに政策効果を把握しようとする手法である。それゆえに、職業訓練や就労支援などの障害者雇用を促進する施策が、本当に障害者の就職率向上という目標達成につながっているかどうかわからない。たとえば、「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする」とに関する実績評価書では、職業訓練修了者の就職率は向上している一方で職業訓練受講者数は減少していると記載されており、その原因は法定雇用率の引上げによる企業の採用意欲向上にある可能性を指摘している（URL11:2）。つまり、職業訓練そのものが障害者雇用促進にそれほど寄

与していない可能性を示唆するものである。職業訓練修了者の就職率向上も、法定雇用率の引上げによる企業の採用意欲向上が影響を与えている可能性も否定できない。しかし、実績評価では職業訓練の効果の有無を厳格に検証できないため、エビデンスレベルの高い厳格な追加的分析を行わない限りは、職業訓練の正確な効果が明らかにならない。くわえて、評価書内には、EBPM 推進の前段階として重要であるロジックモデルについての言及はないため、政策評価の局面においてはEBPM 推進に向けての意識は希薄であると考えられる。

第二に、性別、年齢、障害種別などの違いを反映した政策評価となっていない。「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」に関する実績評価書では、精神障害者の就職の困難性に着目したうえで精神障害者の雇用に特化した指標設定がなされている（URL12:2）。しかし、それを除いて、二つの評価事例ともに、障害種別や年齢の違いを反映した指標設定が必要という課題認識は存在する一方で、現状では障害種別に応じた就職者数や雇用率の違いを明示した政策評価は実施されていない。たとえば、身体障害者や知的障害者と比較して精神障害者の方が法定雇用の対象となるのが大幅に遅れたため、身体・知的障害者と精神障害者との間には職業訓練やその他の雇用促進策による効果の程度に差が生じると考えられる。しかし、現状では、政策評価を通じて、その効果の差は明らかにされていないため、障害者政策における政策効果の把握としては適切でない形になっている。今後は、統計データの整備に伴って、政策評価の局面においても障害種別、性別、年齢などの違いを反映した指標設定と政策効果の検証の実施を進めていく必要がある。また、統計データの整備の部分でとりあげたように、障害の有無によって賃金や勤続年数などの指標の値に違いがないかを比較する政策評価があるとなおよいと考えられる。

なお、紙幅の都合上深くはとりあげないが、これまでとりあげてきた実績評価とは異なり、規制や租税特別措置については政策立案の段階すなわち事前の段階で政策評価が行われる。障害者政策の雇用分野でも、いくつか実施例があ

²⁸ 就職だけでなくトライアル雇用、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせんといった段階も含む。

る。たとえば、「法定雇用率の算定基礎の見直し」に関する評価²⁹（規制の事前評価）や、「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長」に関する評価（租税特別措置等に係る事前評価）がある（事例分析の詳細は、北川 2018b:93-101 参照）。しかし、事例分析の結果として、規制の事前評価では政策効果については定性的記述しかなされていなかったことが明らかになった。他方で、租税特別措置等に係る事前評価についても、租税特別措置以外の外部要因が実雇用率の向上に与える影響を予測できていなかったり、租税特別措置を実施しない場合の実雇用率の推移を定量的に示せていなかったりするといった問題点が明らかとなった。以上から、事前評価についても、EBPM 推進の観点からみると、不十分な点が多い。

以上をふまえると、障害者政策における雇用分野の政策評価に関しては、行政実務上の EBPM のモデルのなかでも低い水準にとどまっている。障害種別、年齢、性別などの違いを反映した統計データの整備を進めていけば、統計改革推進会議における EBPM のモデルの水準に近づくことも可能であろうが、それ以前にロジックモデルの構築や政策に影響を与える外部要因ないしは文脈を特定する詳細な定性的分析を行っていく必要がある。なお、障害者雇用実態調査では、障害種別の違いに応じた雇用者数、平均賃金、平均勤続年数などに関するデータも公表されているため、そのデータを活用するのも有用である。また、本来の理論上の EBPM のモデルを志向するならば、現行の目標管理型の政策評価の実施だけでは不十分である。それにくわえて、外部要因を統制する実験・準実験アプローチあるいは統計分析を実施し厳密に政策効果分析を行う必要がある。

4. 事例分析の結果の考察

前章で行った事例分析の結果をまとめると、障害者政策における雇用分野では、EBPM の推進は不徹底であることが明らかとなった。すなわち、

分析枠組の部分で提示した EBPM の3つのモデルにあてはめるならば、行政実務上の EBPM に位置づけられる。第2章で言及したように、雇用分野は、障害者政策の分野別施策のなかでは定量的な政策効果分析が容易な分野であると想定されるが、そこでも厳格な EBPM が実行されていなかった。このことから、その他の障害者政策の分野においても、現状における EBPM の水準は低いと推察できる。ただし、障害種別、年齢、性別の違いを反映したより精密な統計データの整備（URL2:12）や障害者と障害のない者との比較が可能な統計データの整備（URL13:48）の構想が出てきているのも事実である。この計画が着実に実行されるのであれば、EBPM のための政策効果分析に必要なデータは揃いやすくなる。

それでは、障害者政策における EBPM は、今後どのように推進していけばよいのであろうか。第4次障害者基本計画にも EBPM 推進の重要性が記されているため、EBPM という言葉そのものは浸透していくと考えられる。しかし、現段階では EBPM 推進のために必要な統計データの整備が優先されている状態であるため、社会科学の専門コミュニティが想定する理論上の EBPM を目指すのは困難である。つまり、科学的に厳格な EBPM の推進は性急に過ぎる。無理に厳格な EBPM を推進して精密な政策効果分析を行うことは、統計予算や統計の専門人材が不足している行政にとって多大な負担になりうる。その結果、「EBPM 疲れ」が行政組織内で蔓延してしまえば、EBPM 推進そのものが退行する事態を招きかねない。

そこで、まずは、行政実務上の EBPM のモデルの水準に位置する現状を統計改革推進会議における EBPM のモデルの水準に近づけることが現実的である。つまり、第4次障害者基本計画にあるように、障害者の個別性に着目した統計データの整備を着実に進めることが重要である。具体的には、目標管理型の政策評価において、障害の有無、障害種別、性別、年齢などの違いを反映したより細分化された成果指標を設定していくことが現実的な EBPM 推進のあり方となりうる。雇用分野の例をあげれば、障

²⁹ 障害者雇用促進法の改正に伴い、2018年より、精神障害者が新たに雇用義務付けの対象になったことに伴い法定雇用率が上がったことに関して、事業者および行政側の費用と、障害当事者に対する効果を予測する評価である。

害種別、性別、年齢の違いに対応した就職率、平均勤続年数、平均賃金、職場に対する満足度などといった指標を細かく設定したうえで、さらに参考指標として健常者の同様の指標を設定し、それぞれを経年的に比較することがより適切な政策効果把握の第一歩となる。また、そのうえで、たとえば、就職率向上や賃金向上などといった政策目標達成のための雇用支援施策のロジックモデルを障害種別、性別、年齢などの属性別に作成し、その妥当性を統計分析などで検証していけば専門コミュニティが想定する理論上のEBPMの水準に近づくと考えられる³⁰。

ただし、本稿では、日本の府省による障害者政策のなかの一部の分野における統計データの整備や政策効果の把握の実例をとりあげて、障害者政策におけるEBPMのあり方を探索的に考察したにすぎない。それをふまえたうえで、最後に、今後の研究課題について述べる。

第一に、雇用分野以外の他の分野では、より厳格なEBPMの推進が可能であるか否かについて実例をふまえて検討する必要がある。たとえば、医療や教育のように、学術研究において精緻なエビデンスの構築が盛んな分野では、同じように障害者政策の分野でも精緻なエビデンスの構築が行われているのかを検討する必要がある。他方で、生活支援分野をはじめとした集計的な政策効果の把握が容易でないと考えられる分野では、エビデンスレベルの観点からみて精緻なエビデンスの構築が困難であるかについて、実例をふまえて確認する必要がある。

第二に、日本の府省による統計データや政策効果の把握を観察するだけでなく、研究者や障害当事者団体などの行政以外の主体による統計データの生産や政策効果の把握に資する活動を観察する必要がある。第2章の先行研究の紹介の部分でも言及したように、研究者は政策効果の分析を行っている。また、障害当事者団体も同様に、政策効果に関する調査を行っている（北川 2018b: 166-81）。障害者政策のEBPMにおいては個別性や社会環境の影響ゆえの複雑性を考慮する

必要があるのであれば、定量的調査と定性的調査両面の社会調査のスキルを有する研究者や、障害者の個別の生活問題に関する情報を集約している障害当事者団体の知見を組み入れることが求められる。これらの活動がエビデンスの構築に寄与しているのか、寄与しているとすれば、行政においてそのエビデンスは活用されているのであろうか。あるいは、活用されていないならば、いかにすれば行政以外の主体と行政が連携してより良質なエビデンスを構築できるようになるのかといった点を検討する必要がある。

第三に、本稿では日本の府省における障害者政策のEBPM推進について考察してきたが、同じ雇用分野であっても海外（たとえば、EBPMの理念が浸透しているといわれているイギリスやアメリカなど）ではどのような形で推進されているのかについて、その実態をふまえて検討していく必要がある。たとえば、イギリスでは、健常者と障害者の雇用率の格差を可視化するdisability employment gapの概念が浸透している（URL14）。それらの検討を通じて、海外の方がより厳格なEBPMを実行できていることが明らかになれば、行政制度などの文脈の違いに留意する必要があるにせよ、その実践から教訓を得る意義があるであろう。

【謝辞】

本研究はJSPS 科研費 19K13997 の助成を受けたものである。

参考文献・ウェブサイト

【日本語文献】

- 赤林英夫（2018）「政策評価のために必要なデータとは—『日本子どもパネル調査』の経験から」『社会と調査』21:11-9。
 家子直幸・小林庸平・松岡夏子・西尾真治（2016）「エビデンスで変わる政策形成—イギリスにおける『エビデンスに基づく政策』の動向、ランダム化比較試験による実証、及び日本への示唆」『三菱UFJリサーチ&コンサルティング 政策研究レポート』、1-44。
 伊藤公一朗（2017）『データ分析の力 因果関係に迫る思考法』、光文社新書

³⁰ 本稿では、EBPM推進の観点から障害者政策の政策立案の合理化について論じてきた。しかし、行政実務においては、データの収集、整理、活用には予算、時間、技術の制約があるのも事実である。それゆえ、今までがそうであったように、経験・勤や専門家・実務家の意見に沿って政策を立案せざるをえない局面も必然的に存在する。つまり、EBPM推進を完璧に遂行することは困難である点は常に留意しておく必要がある。

- 宇佐美政英 (2017) 「注意欠陥・多動症の診断・治療ガイドラインの改訂」日本発達障害連盟編『発達障害白書 2018 年版』48-9、明石書店。
- 大島嶽 (2016) 『マクロ実践ソーシャルワークの新パラダイム—エビデンスに基づく支援環境開発アプローチ—精神保健福祉への適用例から—』、有斐閣。
- 勝又幸子 (2018) 「労働」長瀬修・川島聡編『障害者権利条約の実施—批准後の日本の課題』175-194、信山社。
- 北川雄也 (2017) 「日本の府省における政策効果把握と政策評価—もう一つの評価システム」『同志社政策科学研究』17 (1):57-70。
- 北川雄也 (2018a) 「障害者政策の評価における定性的手法の活用—総務省行政評価局調査の役割の検討」『季刊 評価クォーター』47:21-39。
- 北川雄也 (2018b) 『障害者福祉の政策学—評価とマネジメント』、晃洋書房。
- 佐藤久夫 (2015) 『共生社会を切り開く—障害者福祉改革の羅針盤』、有斐閣。
- 鈴木良 (2016) 「知的障害者の脱施設化／ポスト脱施設化評価研究についての批判的検討—生活の質・専門性・費用対効果」『障害学研究』11、40-61。
- 鈴木亘 (2018) 「EBPM に対する温度差の意味するところ」『医療経済研究』30 (1):1-4。
- 瀬山紀子 (2018) 「障害女性」長瀬修・川島聡編『障害者権利条約の実施—批准後の日本の課題』359-73、信山社。
- 田辺国昭 (2005) 「中央省庁における政策評価の現状と課題—期待と失望のスパイラルを超えて」『NIRA 政策研究』18 (11):32-41。
- 中澤渉・倉石一郎 (2018) 「教育政策・教育実践とエビデンス・ベースド・ポリシー—教育現場における調査のあり方を考える」『社会と調査』21:5-10。
- 中室牧子・津川友介 (2017) 『「原因と結果」の経済学』、ダイヤモンド社。
- 南島和久 (2017a) 「行政におけるエビデンスとアウトカム—自殺対策の評価からの考察」『季刊 行政管理研究』158:21-34。
- 南島和久 (2017b) 「行政管理と政策評価の交錯—プログラムの観念とその意義」『公共政策研究』17:83-95。
- 長谷川珠子 (2018) 『障害者雇用と合理的配慮—日米の比較法研究』、日本評論社。
- 深谷健 (2018) 「目標管理型政策評価に資するロジックモデル構築の可能性—各府省庁による『政策評価の事前分析表』の比較分析」『季刊 評価クォーター』44:2-19。
- 藤田順 (2019) 「障害者雇用義務制度と障害者雇用の課題—民間部門の動向」『調査と情報』1058:1-12。
- 古矢一郎 (2017) 「政府における『証拠に基づく政策立案 (EBPM)』への取組について」『季刊 行政管理研究』160:76-85。
- 山田治徳 (2018) 「エビデンスは絶対なのか—エビデンスの限界を知り、EBPM を強固なものにするために」『統計』69 (7):2-7。
- 李玲珠 (2019) 『韓国認知症政策のセオリー評価』、晃洋書房。
- Sanderson, I. (2002) "Making Sense of 'What Works': Evidence Based Policy Making as Instrumental Rationality?" *Public Policy and Administration* 17(3): 61-75
- Schalock, R. L. (1995) *Outcome-Based Evaluation*, Plenum.
- Stoker, G. and Evans, M. (ed.) (2016) *Evidence-based Policy Making in the Social Sciences: Methods that Matter*, Policy Press.
- Vedung, E. (2010) "Four Waves of Evaluation Diffusion" *Evaluation* 16 (3): 26-43

【ウェブ사이트】

1. 統計改革推進会議 (2017) 「統計改革推進会議 最終取りまとめ」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf. 首相官邸ホームページ (2019年10月20日閲覧)
2. 内閣府 (2018) 「障害者基本計画 (第4次)」<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf>. 内閣府ホームページ (2019年10月20日閲覧)
3. 内閣府 (2018) 「平成30年度内閣府本府 EBPM 取組方針」<http://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/pdf/torikumi.pdf>. 内閣府ホームページ (2019年10月20日閲覧)
4. 内閣府 (2017) 「障害者統計の充実について」http://www.soumu.go.jp/main_content/000501462.pdf. 総務省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
5. 内閣府 (2019) 「平成30年度内閣府における EBPM の取組」http://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/pdf/h30_cao_ebpm-report.pdf. 内閣府ホームページ (2019年10月20日閲覧)
6. 厚生労働省 (2019) 「平成30年度障害者雇用実態調査結果」<http://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000521376.pdf>. 厚生労働省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
7. 厚生労働省 (2019) 「平成30年度障害者雇用状況の集計結果」<http://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000533049.pdf>. 厚生労働省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
8. 厚生労働省 (2014) 「平成25年度障害者雇用実態調査結果」<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou/11704000-Shokugyouanteikyokukokureishougaikoyoutaisakubushougaisakoyoutaisakuka/gaiyou.pdf>. 厚生労働省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
9. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター研究部門 (2007) 「日本の障害者雇用の現状—平成15年度障害者雇用実態調査 (厚生労働省) から—」<http://www.nivr.jced.or.jp/research/report/shiryou/shiryou38.html>. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター研究部門ホームページ (2019年10月20日閲覧)
10. 外務省 (2019) 「障害者の権利に関する条約 第1回日本政府報告統計・データ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171086.pdf>. 外務省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
11. 厚生労働省 (2019) 「令和元年度 実績評価書 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと」<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/19jisseki/dl/V1-2-3.pdf>. 厚生労働省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
12. 厚生労働省 (2017) 「平成29年度 実績評価書 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/17jisseki/dl/TV-3-1.pdf>. 厚生労働省ホームページ (2019年10月20日閲覧)
13. 経済財政諮問会議 (2019) 「経済財政運営と改革の基本方針 2019 ~ 『令和』新時代 : 『Society 5.0』への挑戦 ~」http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf. 内閣府ホームページ (2019年10月20日閲覧)
14. Disability Rights UK (2018) "Disability Employment Gap Narrows Slightly But Still Wide"
<http://www.disabilityrightsuk.org/news/2018/july/disability-employment-gap-narrows-slightly-still-wide>. Disability Rights UK ホームページ (2019年10月20日閲覧)

【外国語文献】

- Boaz, A and Davies, H and Fraser, A and Nutley, S (ed.) *What Works Now?: Evidence-Informed Policy and Practice*, Policy Press.
- Bogensneider, K. and Corbett, T. J. (2010) *Evidence-Based Policymaking: Insights from Policy-Minded Researchers and Research-Minded Policymakers*, Routledge.
- Hammersley, M. (2013) *The Myth of Research-based Policy and Practice*, Sage Publication.
- Head, B. W. (2016) "Toward More "Evidence-Informed" Policy Making?" *Public Administration Review* 76 (3) : 472-84
- La Caze, A. and Colyvan, M. (2017) "A Challenge for Evidence-Based Policy" *Axiomathes* 27: 1-13
- Moseley, C. and Kleinert, H. Sheppard-Jones, K. and Hall, S. (2013) "Using Research Evidence to Inform Public Policy Decisions" *Intellectual and Developmental Disabilities* 51 (5): 412-22.
- Pawson, R. (2006) *Evidence-based Policy: A Realist Perspective*, Sage Publications.